

議長諮問 検討項目一覧

※提案会派：提案時（令和5年9月）の会派等の名称を記載

| 大分類 | 検討項目 | 提案内容 | 提案会派 | |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------|
| 試行・実施されている運用方法の整理 | 電子機器の使用 | ・予算・決算特別委員会等について、電子機器使用の試行実施を本格導入する。 ・本会議について、電子機器の使用を試行実施する。 | 自民 公明 | |
| | | ・本会議、委員会等における電子機器の使用を可能にする。 | 立憲 | |
| | | ・本会議における電子機器の使用を可能にする。 | 維新 | |
| | 予算・決算特別委員会の発言持時間 | ・R4年度限りとしていた特別委員会における非交渉会派・無所属議員の年間プール制の運用を整理する。 ・非交渉会派・無所属議員の持ち時間を、本会議同様年間プール制とする。（令和4年度限りで運用された年間プール制を恒常的なルールとする。） | 自民 太田 井上 | |
| | | ・平成17年9月26日の市会運営委員会決定について、実態も踏まえ運用を整理する。 | 自民 | |
| | 本会議における市会説明員の出席のあり方 | ・常任委員会での報告は経済局等の主要な局において実施することとする。 | 公明 | |
| 中小企業振興基本条例に基づく常任委員会での報告方法 | ・5/1～10/31となっているクールビズ期間を撤廃し、1年を通して会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用を自由とする。 | 立憲 | | |
| 省エネルギー対策への市会の対応 ※第8章で協議予定 | | | | |
| 地方自治法改正への対応 | 市会DXの推進（議会における手続きのオンライン化） | ・地方自治法の一部改正を踏まえ、議会における手続きのオンライン化を進める。（請願・陳情書の提出、意見書の国等への提出、政務活動費収支報告書の提出） | 自民 立憲 | |
| 第3章 （議会運営） | 会期・通年議会 | ・本会議、委員会ともに十分な審査日程を確保するため、会期を現状よりも長く設定する。または通年議会を検討する。 | 太田 井上 | |
| | 議案発送の前倒し | ・議案の発送日を早める。 | 共産 | |
| | 本会議における発言時間・方式等 | 本会議日数 | ・一般質問及び予算関連質疑を2日以上とする。 | 立憲 |
| | | | ・一般質問の日数を増やす。 | 維新 |
| | | | ・一般質問を個人質問とし、3日以上とする。 | 共産 |
| | | | ・議案関連質疑を3日間とする。 | 共産 |
| | | | ・本会議の日数を増やす。 ・議員一人当たりの質問時間を拡大する。 | 太田 井上 |
| | 発言持時間（会派基礎時間） | ・予算代表質疑及び予算関連質疑の時間を、会派基礎時間（20分程度）＋所属人数とし、少数会派の発言時間を保障する。 ・会派所属人数に応じた配分に加え、基本質問時間を設定する。 | 共産 太田 井上 | |
| | | 質疑・質問方式 | ・一問一答方式を選択できるようにする。 | 立憲 共産 |
| | ・一般質問に一問一答方式を導入する。 | | 維新 | |
| | ・一問一答方式を導入する。（選択制も検討） ・質問回数制限を見直し、一問一答方式を選択できるようにする。 | | 民主 太田 井上 | |
| 再質問における自席発言 | ・再質問は自席でマイク等を用いて発言する。 | 民主 | | |
| 議場内のスクリーン・モニターの活用 | ・本会議場正面のスクリーン及び左右のモニターについて、採決時以外の活用を検討する。（残時間の表示等） ・傍聴席から議会の様子が見やすくなるような活用方法を検討する。（議員席側もモニターに映す等） | 民主 | | |

| 大分類 | 検討項目 | 提案内容 | 提案会派 |
|------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第3章 (議会運営) | 常任・特別委員会 | ・常任及び特別委員会の構成見直しを進める。 | 太田井上 |
| | | ・恒常的な特別委員会を極力少なくし、テーマごとに期限を設けて設置する。 | 民主 |
| | | ・福祉・こども・教育などを中心とする特別委員会の新設を検討する。 | 太田井上 |
| | | ・特別委員会の委員は1年交代ではなく複数年所属とする。 | 太田井上 |
| | 議会のオンライン開催・出席 | ・公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由による場合は本会議・委員会等へオンラインでの出席を可能とする。 | 立憲 |
| | | ・育児や介護等制約がある際の委員会におけるオンライン出席を可能にする。 | 維新 |
| | | ・常任、特別、運営委員会におけるオンライン開催・出席を検討し、本会議への対象範囲の拡大を検討する。 | 民主 |
| | 議員間討議 | ・委員会等において、一定の時間内において、各会派等が議員もしくは会派に対して質疑を行い、議員もしくは会派がこれに答弁することを可能にする。 | 立憲 |
| | | ・特別委員会における委員間討議を活発化する。 | 民主 |
| | 少数会派の委員会における発言機会 | ・委員会に所属できない少数会派の議員の出席と発言を認める。 | 共産 |
| | 請願者・陳情者の意見陳述 | ・請願・陳情提出者の意見陳述を認める。 | 共産 太田井上 |
| | 陳情の取扱い | ・付託・付託外に分けず全ての陳情を審査する。 ・審査した陳情は本会議の議決対象に加える。 | 共産 |
| | 陳情の委員会付託 | ・全ての陳情を委員会付託とする。 | 太田井上 |
| 市会運営委員会理事会の議事録作成 | ・市会運営委員会理事会の議事録を作成する。 | 太田井上 | |
| 交渉会派制度のあり方 | ・交渉会派制度のあり方を見直す。 | 太田井上 | |
| 議場への飲料の持ち込み | ・本会議場への飲料の持ち込みを可能とする。 | 立憲 | |
| 第4章 (市民と議会) | 傍聴環境 | ・過剰と取られる警備をやめ、傍聴しやすい雰囲気を作成する。 ・傍聴席から議員席を見えやすくする。 ・親子傍聴席は親子や一般席での傍聴が困難な方を優先としつつ一般傍聴者にも開放する。 ・傍聴者が複数委員会を一度の受付で傍聴できるようにする。 ・規則で禁止されている傍聴者の水分補給を可能とする。 | 太田井上 |
| | 週末・夜間議会の開催 | ・週末及び夜間議会を開催する。 | 太田井上 |
| | 市民報告会・対話集会の開催 | ・議会として市民への報告会や対話集会を開催する。 | 太田井上 |
| | 市会HPの改善 | ・請願・陳情を含め、市会HPから市民の意見を受け付ける。 ・「新着情報」に新たな情報追加を漏らさず掲載し、最新情報をわかりやすくする。 ・日程一覧やネット中継画面から各会議資料へ直接行けるリンクを貼るなどわかりやすい経路で情報アクセスできるようにする。 | 太田井上 |
| | 委員会資料のネット中継開始前の公開 | ・インターネット中継開始前に委員会資料を公開し、資料を見ながらの視聴を可能にする。 | 太田井上 |

| 大分類 | 検討項目 | 提案内容 | 提案会派 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------|
| 第4章 (市民と議会) | YouTubeでの市会中継・録画配信 | ・YouTubeでの市会中継・録画配信を行う。 | 太田井上 |
| | 録画中継における字幕放映 | ・録画放映について、字幕を採用する。 | 維新 |
| | 市会の広報・広聴のあり方 | ・視覚や聴覚等の障害のある市民や外国にルーツのある市民への広報・広聴をより充実させる。 | 自民 |
| | 議会活動の広報 | ・アトリウムのモニター等を活用し、議会活動の広報を強化する。 | 民主 |
| | 市会広報における非交渉会派・無所属議員の参加機会 | ・TVK新春語りぞめ等の広報において、非交渉会派・無所属議員も交代で出席可能にするなど参加機会を確保する。 | 太田井上 |
| | 請願審査に関する賛否の議会だよりへの掲載 | ・請願審査に関する賛否を議会だよりに掲載する。 | 太田井上 |
| 第7章 (議会の体制整備) | ペーパーレス化の推進 | ・あらゆる場面で、さらなるペーパーレス化を推進する。 | 民主 |
| | 区づくり推進横浜市議員会議 | ・区づくり推進横浜市議員会議（以下「区づくり」という。）を傍聴やウェブサイトを通じて公開する。 | 民主 |
| | | ・区づくりを特別委員会等の枠組みで設置する。 ・区づくりを傍聴とネット中継の対象とする。 | 太田井上 |
| | 市会と大学等の連携強化 | ・市内にある28の大学の大学生や、市立高校生のインターンシップを受け入れる。 | 自民 |
| | 学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査 | ・学識経験を有する者等による調査機関を設置し、広く世界の地方議会の制度を調査する。 ・世界の地方議会制度に関する研修会を2年に1回程度開催する。 | 立憲 |
| | 海外視察・行政視察 | ・海外視察は政務活動費で行い、視察の全行程と領収書を公開する。 ・現行の政務活動費とは別の公費による海外視察を廃止する。 | 共産 |
| ・行政視察の会計報告もHPなどで公開する。 | | 共産 | |
| ・海外視察、委員会による行政視察を含め、費用や回数などあり方を見直す。 | | 太田井上 | |
| 第8章 (政治倫理等) | 議員き章（略章） | ・略章については、4年ごとの全員配付ではなく希望者のみに配付とする。 ・略章について、マグネット型等（希望者のみ）を作成する。 | 自民 |
| | 議員定数の削減 | ・議員定数86人をさらに削減する。 | 維新 |
| | 費用弁償 | ・議員の居住地の区分に応じて定められた額ではなく、より実態に即した形で支給する。 | 公明 |
| | | ・行政区ごとの費用弁償を廃止し、交通費の実費支給とする。 | 維新 |
| | | ・費用弁償廃止を念頭にした見直しを検討する。 | 共産 |
| | 議員報酬の削減 | ・議員歳費の2割削減を進める。 | 維新 |
| | 議員報酬と政務活動費の削減に向けた検討 | ・議員報酬と政務活動費の削減に向けて検討の場をつくる。 | 共産 |
| 政務活動費のあり方 | ①収支報告書だけではなく、領収書も市会HPで公開する。 ②食糧費を原則廃止する。 ③タクシー利用と駐車場（コインパーキング等）利用については、利用議員名、目的、タクシー利用理由を記載したものに限定する。 ④事務所費について、議員の親族に対する賃料と議員が経営する法人が所有する建物の賃料については対象外とする。 ⑤市外視察において、グリーン車使用を禁じ、利用飛行機はエコノミークラスとする。 ⑥議長への提出は、広報紙、市外視察報告書、政務活動員雇用契約書（写し）、調査委託など各種契約書（写し）、調査委託の成果物を加え、①と同様に公開する。 | 共産 | |

傍聴環境

1 提案内容 [提案会派]

- 過剰と取られる警備をやめ、傍聴しやすい雰囲気を作成する。
- 傍聴席から議員席を見えやすくする。
- 親子傍聴席は親子や一般席での傍聴が困難な方を優先としつつ一般傍聴者にも開放する。
- 傍聴者が複数委員会を一度の受付で傍聴できるようにする。
- 規則で禁止されている傍聴者の水分補給を可能とする。

[太田・井上]

2 現行・前提条件

■ 傍聴席の警備

- 本会議の際は、傍聴席内に警備員4人、傍聴席付近に警備員3人を配置し、これに加えて全体で守衛2人を配置している。
- 委員会の際は、各室に対し警備員2人を配置し、これに加えて全体で守衛1人を配置している。
- 傍聴席で認められていない発言や拍手に対して、議長・委員長が注意せざるを得ない状況が繰り返し発生している。また、再三にわたる注意・警告に従わず、議事を妨害した者が退場を命じられたケースも複数回発生している。

■ 傍聴席からの見え方

- 議場については、構造上、傍聴席からすべての議員席を見ることはできないが、演壇や議長席はいずれの傍聴席からもよく見える造りになっている。
- 委員会室や大会議室は、傍聴席から室内全体が支障なく見える造りになっている。

■ 親子傍聴室

- 親子傍聴室の対象は、「乳幼児及び児童並びにその保護者及び引率者」としている。ただし、「一般席での傍聴が困難な者及びその付添人も使用することができる」こととしている。
- なお、一般席での傍聴が困難な傍聴人には、その理由を口頭で確認する運用としている。

■ 委員会の傍聴受付

- 各委員会室の傍聴席の残席数を正しく把握する必要があることから、傍聴受付（3階）では一つの委員会の傍聴証を交付している。
- 傍聴証の交付を受けた委員会とは別の委員会の傍聴を希望する場合は、受付において、先に傍聴した委員会の傍聴証を返還したうえで、改めて傍聴手続きを行うこととしている。

■ 傍聴人の水分補給

- 傍聴席での飲食は禁止している。
- ただし、飲料の持ち込みは禁止されておらず、会議中も含め、必要に応じて傍聴席の外に出て水分補給をすることは可能となっている。

3 運用・対応案

■ 委員会の傍聴受付

- 同じ日に2以上の委員会の傍聴を希望する者の受付について、委員会の傍聴手続きを一括で行い、傍聴証をまとめて交付することができるようにすることとし、横浜市会委員会傍聴規程を改正する。
- なお、その運用に当たっては、傍聴席の空き状況を考慮のうえ、他の傍聴希望者の傍聴の機会を不当に制限しないようにすることとする。

※ 上記の運用・対応について見直しが必要になった場合等においては、改めて協議する。

市民の参加機会等

1 提案内容 [提案会派]

- 週末及び夜間議会を開催する。
- 議会として市民への報告会や対話集会を開催する。

[太田・井上]

2 現行・前提条件

- 週末議会や夜間議会は開催していない。
- 市会が主催する市民報告会や対話集会は開催していない。

市会ホームページ等

①市会ホームページ

1 提案内容 [提案会派]

- 請願・陳情を含め、市会HPから市民の意見を受け付ける。
- 「新着情報」に新たな情報追加を漏らさず掲載し、最新情報をわかりやすくする。
- 日程一覧やネット中継画面から各会議資料へ直接行けるリンクを貼るなどわかりやすい経路で情報アクセスできるようにする。

[太田・井上]

2 現行・前提条件

■ ホームページからの意見の受付

- 令和6年4月から陳情のオンライン提出の受付を試行しており、横浜市電子申請・届出システムを通じた陳情の提出が可能となっている。
- 横浜市政への意見等は、横浜市ホームページより「市民からの提案」として投稿フォームや電子メールで提出することができる。

■ 新着情報

- 令和5年度中に市会ホームページを改修し、トップページに新着情報を掲載している。

■ 中継画面から会議資料へのアクセス

- 市会インターネット中継サイト（外部サイト）の仕様上、動画の掲載ページに付記するリンクを個別に設定することはできないため、資料掲載ページのリンク集を共通で付記している。

②市会中継

1 提案内容 [提案会派]

- インターネット中継開始前に委員会資料を公開し、資料を見ながらの視聴を可能にする。[太田・井上]
- YouTubeでの市会中継・録画配信を行う。[太田・井上]
- 録画放映について、字幕を採用する。[維新]

2 現行・前提条件

■ 委員会資料のホームページ掲載

- 委員会資料は、当該委員会開催の翌開庁日を目安に市会ホームページに掲載している。

■ 中継配信サイト

- インターネット中継については、「市会インターネット中継サイト（外部サイト）」において、生中継及び録画配信を行っている。
- なお、録画配信は、休憩部分のカットなど必要な編集をした上で、原則として2開庁日以内に公開している。

■ 市会中継への字幕表示

- インターネット中継への字幕表示は行っていない。

3 運用・対応案

■ 市会中継への字幕表示

- インターネット中継（生中継及び録画配信）において、AIによる音声認識システムを活用した字幕を表示できるようにすることとし、令和7年度中を目途に運用を開始する。

※ 上記の運用・対応について見直しが必要になった場合等においては、改めて協議する。

市会の広報

①障害のある市民や外国にルーツのある市民への広報・広聴

1 提案内容 [提案会派]

- 視覚や聴覚等の障害のある市民や外国にルーツのある市民への広報・広聴をより充実させる。[自民]

2 現行・前提条件

- 各広報媒体の更新頻度や費用対効果等を考慮して、多言語化や手話通訳等の対応をしている。
 - (例)・ 複数年にわたり継続的に使用する広報媒体である「横浜市会リーフレット」等は、多言語化している。
 - ・ 定例会ごとの「市会ダイジェスト」や、毎年度制作している「予算市会の焦点」等の動画は、手話通訳や字幕を導入することにより、聴覚に障害のある方等への対応を行っている。

②アトリウムのモニター等の活用

1 提案内容 [提案会派]

- アトリウムのモニター等を活用し、議会活動の広報を強化する。[民主]

2 現行・前提条件

- 市庁舎低層部のデジタルサイネージは、市会ポスター等を掲出する形で活用している。
- 市庁舎アトリウムのLEDビジョンは、市会の広報における活用実績はない。なお、LEDビジョンは、市庁舎のにぎわい創出や市全体のプロモーションのための設備であることから、活用する場合の用途は、設備の設置目的に合致するものであることが必要とされている。

3 運用・対応案

- 市庁舎低層部のデジタルサイネージに加え、市庁舎アトリウムのLEDビジョンについても、市会の広報において活用することとする。

③市会広報への非交渉会派・無所属議員の参加機会

1 提案内容 [提案会派]

- TVK新春語りぞめ等の広報において、非交渉会派・無所属議員も交代で出席可能にするなど参加機会を確保する。[太田・井上]

2 現行・前提条件

- 団長会議（平成18年4月28日）における確認を踏まえ、「市会ダイジェスト」における一般質問の放映については、各交渉会派の質問者数の上限に応じて会派ごとに放映時間を配分している。また、非交渉会派及び無所属議員は、顔写真付きで主な質問項目を放映している。議案関連質疑については、顔写真付きで発言者を紹介している。
- 「新春語り初め」及び「予算市会の焦点」は、交渉会派で放映時間（配信時間）を均等に配分している。なお、動画の制作概要については、団長会議において毎年確認している。

④ 請願審査に関する賛否の議会だよりへの掲載

1 提案内容 [提案会派]

- 請願審査に関する賛否を議会だよりに掲載する。[太田・井上]

2 現行・前提条件

- 「ヨコハマ議会だより」には、「議案」に関する各会派等の賛否一覧を掲載することとしている。
- なお、市会ホームページでは、請願も含めて議員別の賛否一覧を掲載しており、「ヨコハマ議会だより」には当該ページへのリンク（二次元コード）を掲載している。

議長諮問事項に関する協議結果

■ 第4章 市民と議会

| 項 目 | 協議結果(令和6年11月28日運営理事会) |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 傍聴環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>委員会の傍聴受付</u> <p>(全会一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用・対応案のとおりとすること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>傍聴席の警備</u> ・ <u>傍聴席からの見え方</u> ・ <u>親子傍聴室</u> ・ <u>傍聴人の水分補給</u> <p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれも現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議場のスクリーンを活用し、議員席の様子を投影すること。 ・ 親子傍聴室については、優先すべき対象者がいない場合のみ、他の傍聴人にも開放すること。 ・ その他の項目については、いずれも現行どおりとすること。 |
| (2) 市民の参加機会等 | <p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週末や夜間に議会を傍聴できる機会をつくるよう工夫すること ・ 市民報告会や対話集会を開催すること |

| 項 目 | 協議結果(令和6年11月28日運営理事会) |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3)市会ホームページ等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市会中継への字幕表示</u> <p>(全会一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用・対応案のとおりとすること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ホームページからの意見の受付</u> ・ <u>新着情報</u> ・ <u>中継画面から会議資料へのアクセス</u> ・ <u>委員会資料のホームページ掲載</u> ・ <u>中継配信サイト</u> <p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれも現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページからの意見の受付については、リンクを目立たせるなど、わかりやすくすること。 ・ 最新の情報の掲載にとどまらず、常にホームページを改善すること。 ・ インターネット中継を見ながら資料を表示できるようにすること。 ・ 現行の中継配信サイトを残しつつ、YouTubeの活用も検討すること。 |

| 項 目 | 協議結果(令和6年11月28日運営理事会) |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4)市会の広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>アトリウムモニター等の活用</u> <p>(全会一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用・対応案のとおりとすること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害のある市民や外国にルーツのある市民への広報・広聴</u> ・ <u>市会広報への非交渉会派・無所属議員の参加機会</u> ・ <u>請願審査に関する賛否の議会だよりへの掲載</u> <p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれも現行どおりとすること。 ・ ただし、市会中継への字幕表示は、障害のある方々への広報の充実という観点も踏まえて実施すること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある市民や、外国にルーツのある市民への広報・広聴を充実させること。 ・ 市会広報への非交渉会派・無所属議員の参加機会を確保すること。 ・ ヨコハマ議会だよりのページ数を増やすなどして、内容を充実させること。 |